

報告事項ウ

令和2年度いじめ・不登校対策本部会議について

令和2年度いじめ・不登校対策本部会議について、別紙のとおり報告します。

令和2年12月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

令和2年度いじめ・不登校対策本部会議について

令和2年12月24日
いじめ・不登校総合対策センター

いじめの問題、不登校への対応・未然防止に係る対策について協議するため、県教育委員会において「いじめ・不登校対策本部会議」を以下のとおり開催しましたので報告します。

- 1 日時 令和2年11月19日（木）午後3時から午後4時30分まで
- 2 場所 鳥取県庁第2庁舎 第22会議室
- 3 出席者 教育長、次長、教育次長、関係課長等（東・中・西部各教育局、教育総務課、教育人材開発課、教育センター、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、社会教育課、人権教育課、体育保健課、いじめ・不登校総合対策センター）

4 主な内容

- (1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及び具体的事例から見えてきた課題

【不登校】

要因・背景として、小・中学校とも割合が高い「無気力・不安」について、個別の事例に当たるなどして実態を把握し分析した結果、家庭への支援の必要性とともに、児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実の必要性が見えてきた。

【いじめ・暴力行為】

いじめを受けている児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をすることが大切であるとの理解は進んできたが、個別の事例から、いじめや暴力行為を繰り返す児童生徒に対して、表出している姿への対応だけでなく、その子どもの背景や要因などを理解（児童生徒理解）し、適切な対応をすることが必要であるということが改めて見えてきた。

- (2) 今後の取組について（案）（※当初予算編成の中で検討）

○安心して過ごせる学級づくり

- ・特別活動等に焦点を当て、教師と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て、安心感や自己肯定感を高める取組を推進する
- ・スクールカウンセラーと教職員が協働した不安の解消等に関する心理教育を実践し、各域内において共有する
- ・ICTを活用した毎日の子どもの心模様を把握するための仕組みをつくる

○教職員の指導力向上のための取組

- ・児童生徒理解について、「出かけるセンター研修」の活用を働きかける
- ・不登校の理解と児童生徒理解のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」を周知徹底する
- ・教職員向け不登校相談窓口のさらなる周知を行う

○児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援

- ・ICTを活用し、家庭・相談室・教育支援センター等における支援に取り組み、学びの選択肢を広げる（自宅学習支援、校内サポート教室、タブレットを活用した遠隔授業）
- ・就学前の保護者・家庭への支援を、県の教育相談の中で行う

○学校の組織力向上のための取組

- ・いじめ対応マニュアルを周知徹底する（出かけるセンター研修、行政説明会、各種研修等）
- ・いじめ発見からいじめの認知・初動対応やその他のポイント等について、教職員研修動画資料を作成し、C4th（学校業務支援システム）の教育支援サイトに掲載する
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー研修により、いじめ問題への対応力を上げる

【意見】

- ・子どもに焦点を当て、子どもがどうしたいのか、本音を聞き出すアプローチが大切である。
- ・いじめ問題対策や不登校支援を学力向上と絡めて前向きに取り組んでいくことが大切である。
- ・今年度試行的設置をした「校内サポート教室」が効果を上げている。個々の児童生徒理解に基づいた支援の成果だと考える。
- ・学校や教育委員会だけでなく、地域を巻き込んでいくことが大切である。
- ・児童生徒理解及びそれに基づく支援等について、これまでに策定された手引き等を活用した好事例を蓄積して広報活動するなど、工夫が必要である。

(3) まとめ

(2) 今後の取組について（案）に以下の取組を加えて、教育委員会各課といじめ・不登校総合対策センターが協働体制で取組を進める。

○児童生徒の力を育てる学級づくりのための取組

児童生徒の実態を踏まえた学級経営等により、児童生徒の学びの質やよりよい人間関係を構築する力を高める

→「とっとり学力・学習状況調査」の結果等を活用して、各学校の取組や成果を蓄積し、発信する。

○教職員の指導力向上に係る取組

教職員の力を高めるための情報を広く共有する取組の推進

→各学校における好事例を蓄積し、学校の教職員がアクセスしやすい仕組み等をつくり、県内に広める。

(例) 県が発行したマニュアル等に基づく具体的取組を蓄積するとともに、マニュアル等の重要ポイントを動画にし、発信する。

**令和2年度
いじめ・不登校対策本部会議**

【日時】 令和2年11月19日（木）15：00－16：30

【場所】 鳥取県庁 第2庁舎4階 第22会議室

日 程

- 1 あいさつ
- 2 説明・報告
 - (1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果とその対応方針について 資料1、3
 - (2) いじめ問題及び不登校支援に係る県教育委員会のこれまでの取組について 資料2
- 3 協議
「いじめ問題対策及び不登校支援に係る今後の方向性と具体的取組」について
- 4 あいさつ

【資料】

1	令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果とその対応方針について
2	いじめ問題及び不登校支援等に係る県教育委員会のこれまでの取組について
3	令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「県独自調査」結果について
別添	いじめ・不登校対策本部設置要綱

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果と その対応方針について

【不登校】

本県における小・中学校の不登校児童生徒の出現率は平成30年度から更に上昇した。これは、全国的な傾向でもあり、社会全体の学校復帰に対する意識が変わってきていることも要因として考えられるが、小・中学校とも過去10年で最も高くなっており、引き続き危機感を持って対応する必要がある。

1 これまでの取組

県独自調査（背景把握シートによる調査）等により昨年度中途段階から状況を把握し、本年度当初から対策を強化してきている。

- ・最新の知見等を踏まえた新たな不登校支援ガイドブックの策定と現場への周知
- ・教職員、保護者のための不登校相談窓口の設置運営
- ・不登校傾向の生徒が自分のペースで安心して学ぶことのできる校内サポート教室の試行
- ・「不登校の親の会」を含めた意見交換の場の設定 など

2 調査結果及び具体的事例から見えてきた課題

不登校の要因・背景として、小・中学校とも割合が高い「無気力・不安」について、個別の事例に当たるなどして実態を把握し分析した結果、家庭への支援の必要性とともに、児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実の必要性が見えてきた。

(例)・友だちが教師から指導されているのを間近で見たことでしんどくなった。

- ・悩み事を教師に伝えると「大丈夫、気にするな。」と言われ、気持ちが落ち込んだ。
- ・対話することが苦手で、何と話してよいか分からないのに、あれこれ質問されることでプレッシャーがかかる。

→「児童生徒理解に基づいた支援」をさらに進めるにはどうすればよいか。なかでも、未然防止や早期支援の点で、今までの取組においての不十分さはどこにあり、また、これから取り組んでいくことは何なのかを考える必要がある。

3 今後の取組（案）（※当初予算編成の中で検討）

○安心して過ごせる学級づくり

- ・特別活動等に焦点を当て、教師と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て、安心感や自己肯定感を高める取組を推進する
- ・スクールカウンセラーと教職員が協働した不安の解消等に関する心理教育を実践し、各地域において共有する

○教職員の指導力向上のための取組

- ・児童生徒理解について、「出かけるセンター研修」の活用を働きかける
※「どうしたの？何があったの？」という声かけなど、子どもの思いを受け止める生徒指導の理解促進
- ・不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」を周知徹底する
- ・教職員向け不登校相談窓口のさらなる周知

○児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援

- ・ICTを活用し、家庭・相談室・教育支援センター等における支援に取り組み、学びの選択肢を広げる（自宅学習支援、校内サポート教室、タブレットを活用した遠隔授業）
- ・就学前の保護者・家庭への支援を、県の教育相談の中で行う

【いじめ】

小学校、特別支援学校において大幅に上昇し過去最多となったが、認知件数の増加については、アンケート等の実施により、初期の些細なトラブルも見逃さずいじめとして認知し、早期の適切な対応を行うよう指導していることが定着してきていると肯定的に捉えている。

引き続き未然防止や初動対応を、組織的かつ丁寧に行い、重大事態の防止に取り組むことが必要である。

【暴力行為】

小学校において過去最多となり、1,000人あたりの発生件数が、小・中学校において、全国平均より高くなった。いじめの積極的な認知を進める中で、ささいなトラブルやけんかなどの行為を生徒間暴力として報告されるものなどが増加の要因と考えているが、小学校現場からは、感情のコントロールがうまくできない児童が増加している等の指摘もあり対応が必要である。

1 これまでの取組

- ・心理調査（Q-U など）、無記名アンケート、SNS いじめ相談などを活用した早期発見とスクールカウンセラー等専門家と連携した支援
- ・トラブル等を重大事態へ発展させないように、早期発見・組織対応が的確に進むよう、いじめ対応マニュアル「いじめ重大事態から学ぶ」を活用した教職員への研修を実施

2 調査結果及び具体的事例から見えてきた課題

いじめを受けている児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をすることが大切であるとの理解は進んできたが、個別の事例から、いじめや暴力行為を繰り返す児童生徒に対して、表出している姿への対応だけでなく、その子どもの背景や要因などを理解（児童生徒理解）し、適切な対応をすることが必要であるということが見えてきた。

（例）・普段から恥ずかしかったり、びっくりしたりするだけで、暴力が出てしまう。

・思ったことをすぐ口に出してしまい、相手を傷つけてしまう。

→「児童生徒理解に基づいた支援」をさらに進めるにはどうすればよいか。なかでも、未然防止や早期支援の点で、今までの取組においての不十分さはどこにあり、また、これから取り組んでいくことは何なのかを考える必要がある。

3 今後の取組（案）（※当初予算編成の中で検討）

○安心して過ごせる学級づくり

- ・特別活動等に焦点を当て、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶことにより、児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる取組を推進する
- ・スクールカウンセラーと教職員が協働したアンガーマネジメント等の心理教育を推進する
- ・ICTを活用した毎日の子どもの心模様を把握するためのアプリを活用する

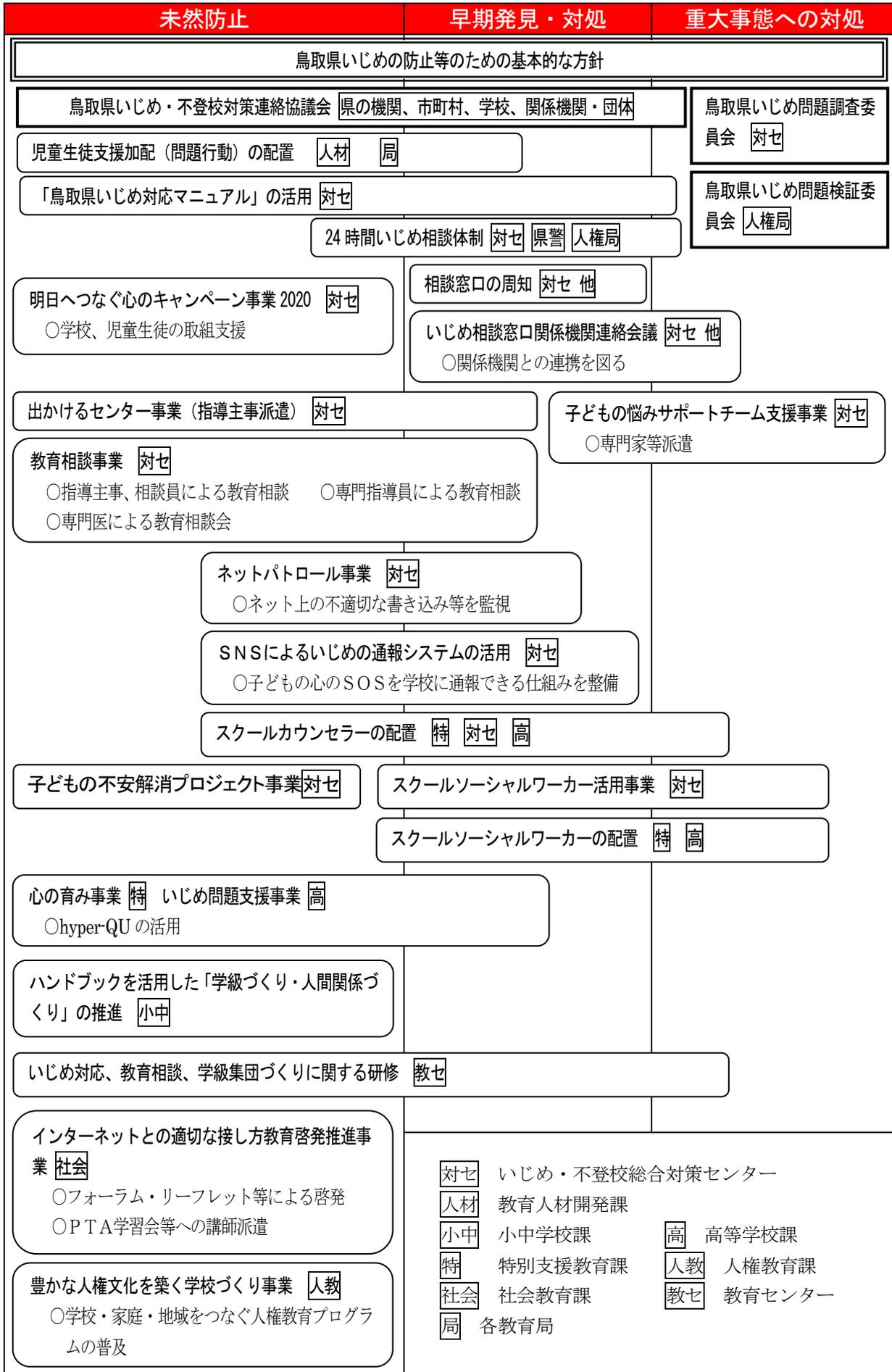
○学校の組織力向上のための取組

- ・いじめ対応マニュアルを周知徹底する（出かけるセンター研修、行政説明会、各種研修等）
- ・いじめ発見からいじめの認知・初動対応やその他のポイント等について、教職員研修動画資料を作成し、C4th教育支援サイトに掲載する
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー研修により、いじめ問題への対応力を上げる

未然防止	初期対応、自立支援
<p>不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」 「教育相談体制充実のための手引き」 アセスメントとプランニングに基づく子ども支援「ケース会議マニュアル」</p>	
<p>鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会 県の機関、市町村、学校、関係機関・団体</p>	
<p>スクールカウンセラーの配置 特 対セ 高 局</p>	
<p>児童生徒支援加配（不登校支援）の配置 人材 局</p>	
<p>出かけるセンター事業（指導主事派遣） 対セ 人教</p>	
<p>スクールソーシャルワーカーの配置 特 高</p>	
<p>スクールソーシャルワーカー活用事業 対セ</p>	
	<p>不登校生徒等訪問支援、居場所づくり事業 対セ ○教育支援センター（ハートフルスペース）の運</p>
<p>子どもの不安解消プロジェクト事業 対セ</p>	<p>ICT等を活用した自宅学習支援の推進 対セ</p>
<p>不登校親の会を含めた意見交換 対セ</p>	<p>校内サポート教室の設置 対セ</p>
<p>教職員のための不登校相談窓口の設置運営 対セ</p>	
<p>人間力・組織力による不登校改善事業 対セ</p>	
<p>不登校対策事業 対セ ○学校生活適応支援員の配置事業 ○スクールカウンセラー研修充実事業</p>	
<p>ハンドブックを活用した「学級づくり・人間関係づくり」の推進 小中</p>	
<p>心の育み事業 特 いじめ問題支援事業 高 ○hyper-QUの活用</p>	
<p>定通教育充実事業 高 ○集団生活体験の充実、コミュニケーション能力育成</p>	
<p>教育相談事業 対セ ○指導主事、相談員による教育相談 ○専門指導員による教育相談 ○専門医による教育相談会 ○保護者向け不登校相談窓口</p>	
<p>保護者と不登校支援機関の協働体制の構築 対セ</p>	
<p>不登校に係る取組、教育相談、学級集団づくりに関する研修 教セ</p>	
<p>対セ いじめ・不登校総合対策センター 人材 教育人材開発課 小中 小中学校課 高 高等学校課 特 特別支援教育課 人教 人権教育課 社会 社会教育課 教セ 教育センター 局 各教育局</p>	<p>船上山少年自然の家・大山青年の家事業 社会 ○不登校等の課題に対応した体験プログラムの実施 ICTを活用した遠隔事業の取組 対セ</p>

令和2年度 いじめ問題への取組

鳥取県教育委員会



令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 結果における鳥取県の状況について（概要）

1 暴力行為の発生件数

- (1) 国公立小・中・高等学校の合計は 521 件、1,000 人当たりの発生件数は 8.8 件で、前年度と比較すると 54 件増加、1,000 人当たりの発生件数は 1.0 件上昇した。1,000 人当たりの発生件数は、全国平均の 6.1 件を上回っており、全国平均との差はやや広がった（全国平均との差 H30:2.3 件、R1:2.7 件）
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 309 件で 100 件増加、中学校では 186 件で 35 件減少、高等学校では 26 件で 11 件減少した。
- (3) 発生件数、1,000 人当たりの発生件数とも小学校で 5 年連続上昇している。中学校では発生件数は減少し、1,000 人当たりの発生件数については平成 30 年度まで 4 年連続上昇していたが令和元年度は減少に転じた。
- (4) どの校種においても生徒間暴力の割合が高い（全国平均も同様）。

2 いじめの認知件数

- (1) 国公立小・中・高等学校・特別支援学校の合計は 2,206 件、1,000 人当たりの認知件数は 36.9 件で、前年度と比較すると 228 件増加、1,000 人当たりの認知件数も 4.3 件上昇した。1,000 人当たりの認知件数は全国平均の 46.5 件を下回っており、全国平均との差はやや広がった（全国平均との差 H30:8.3 件、R1:9.6 件）。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 1,611 件で 179 件増加、中学校では 464 件で 3 件の増加、高等学校では 60 件で 1 件の増加、特別支援学校では 71 件で 45 件の増加であり、特別支援学校で大幅に増加した。
- (3) いじめ発見のきっかけについて、「学校の教職員等が発見」が 63.1%で全国平均の 67.3%を下回っており、「学校の教職員以外からの情報により発見」が 36.9%で全国平均の 32.7%を上回っている。
- (4) アンケート実施状況は 97.0%で、全国平均の 98.2%をやや下回っている。
- (5) 「いじめが解消しているもの」の認知件数に対する割合は 86.6%で全国平均の 83.2%を上回っている。

3 不登校児童生徒数

- (1) 国公立小・中・高等学校の合計は 1,042 人で、前年度と比較すると 46 人増加している。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 271 人で 41 人増加、中学校では 554 人で 52 人増加、高等学校では 217 人で 47 人の減少だった。100 人当たりの出現率は、小学校が 0.94 で 0.16 の上昇、中学校が 3.70 で 0.41 の上昇、高等学校が 1.47 で 0.29 低下した。
- (3) 小・中学校の出現率の上昇を全国平均と比較すると、小学校では全国平均で前年度から 0.13 の上昇に対し県で 0.16 の上昇、中学校では全国平均で前年度から 0.29 の上昇に対し県で 0.41 の上昇であり、小・中学校ともに全国平均より出現率の上昇が大きくなっている。

4 長期欠席

- (1) 国公立小学校は 473 人で、前年度と比較すると 36 人増加、中学校は 769 人で 54 人増加している。
- (2) 100 人当たりの出現率は、小学校では 1.63 (全国平均は 1.45)、中学校では 5.14 (全国平均は 5.01) である。

5 中途退学

- (1) 国公立高等学校の合計は 186 人で、前年度と比較すると 10 人増加している。
- (2) 中途退学理由は、「進路変更」が 39.2%と最も高く、次いで「学校不適合」37.6%、「問題行動」16.1%である。

暴力行為

国公立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)における暴力行為の年次推移
(H27年度～R1年度)

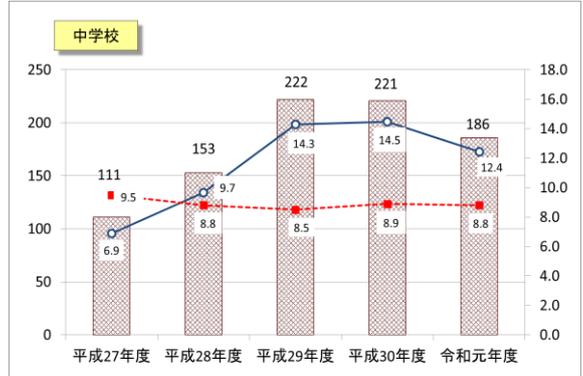
(1) 小学校 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	61	2.0	2.6
平成28年度	74	2.5	3.5
平成29年度	143	4.9	4.4
平成30年度	209	7.1	5.7
令和元年度	309	10.7	6.8



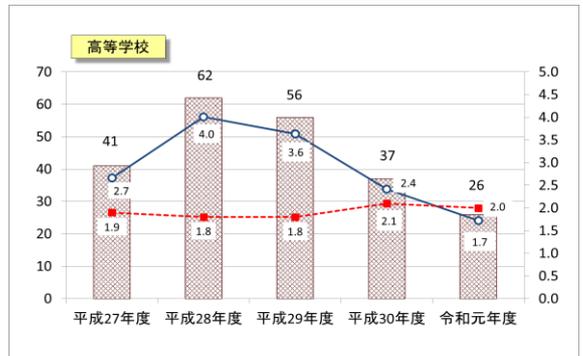
(2) 中学校 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	111	6.9	9.5
平成28年度	153	9.7	8.8
平成29年度	222	14.3	8.5
平成30年度	221	14.5	8.9
令和元年度	186	12.4	8.8



(3) 高等学校 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	41	2.7	1.9
平成28年度	62	4.0	1.8
平成29年度	56	3.6	1.8
平成30年度	37	2.4	2.1
令和元年度	26	1.7	2.0



(4) 小中高合計 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	213	3.5	4.2
平成28年度	289	4.7	4.4
平成29年度	421	7.0	4.8
平成30年度	467	7.8	5.5
令和元年度	521	8.8	6.1



・鳥取県における暴力行為の発生件数は、小学校において過去5年間で最高であり、中学校においては発生件数は昨年より減少したが、1,000人あたりの発生件数は昨年と同様、全国平均を大きく上回っている。

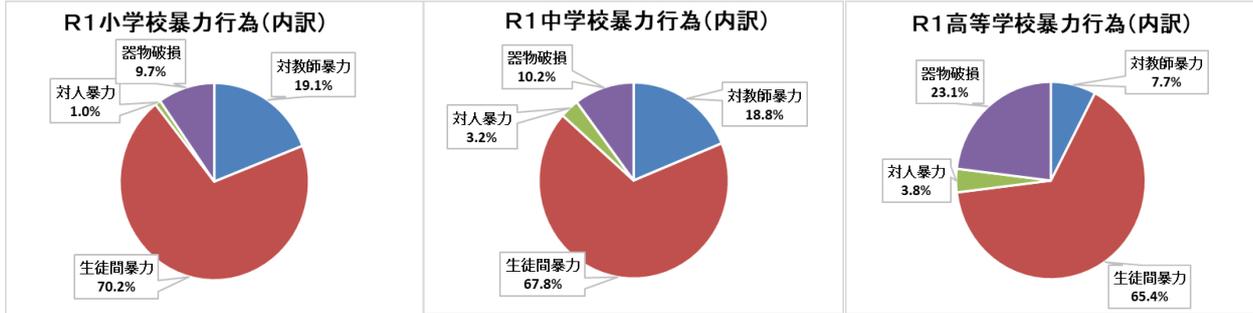
発生件数
 鳥取県における1,000人あたりの発生件数
 全国における1,000人あたりの発生件数

令和元年度 暴力行為の状況について

○ 鳥取県における暴力行為の発生件数（国公立）

【概要】

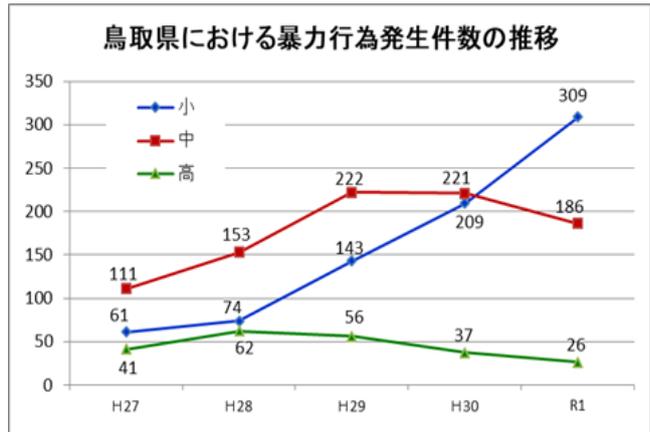
- 小学校（R1）：発生件数は309件で、前年度（209件）より100件増加
- 中学校（R1）：発生件数は186件で、前年度（221件）より35件減少
- 高等学校（R1）：発生件数は26件で、前年度（37件）より11件減少



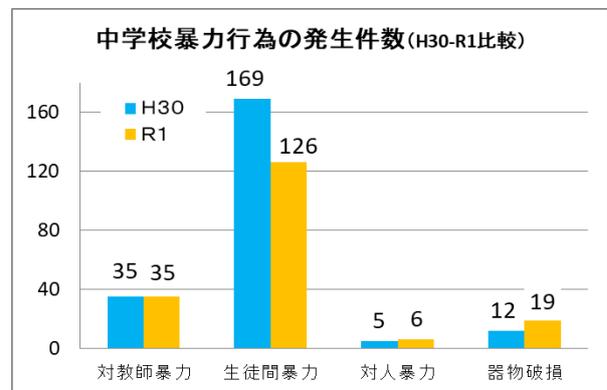
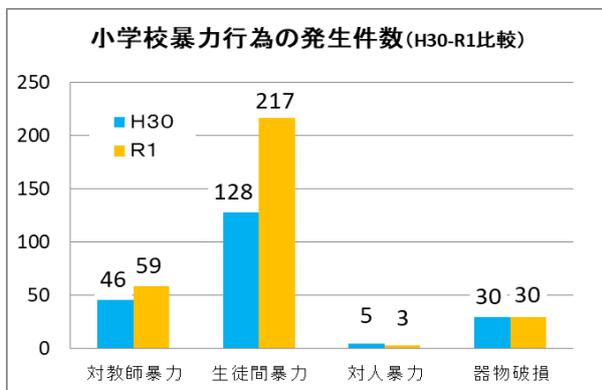
【鳥取県の暴力行為発生件数の推移】（国公立）

（件）

暴力行為（件）		H27	H28	H29	H30	R1
鳥取県	小	61	74	143	209	309
	中	111	153	222	221	186
	高	41	62	56	37	26
	計	213	289	421	467	521
	発生件数/千人	3.5	4.7	7	7.8	8.8
全国	発生件数/千人	4.2	4.4	4.8	5.5	6.1



【項目別発生件数】（国公立）



- ・小学校での暴力行為が増加しており、特に生徒間暴力の増加が著しい。
- ・中学校での暴力行為は減少し、特に生徒間暴力の減少が目立つ。
- ・高等学校における暴力行為の件数はH28年度から年々減少傾向にある。
- ・積極的ないじめの認知に伴い、生徒同士の些細なトラブルの段階から生徒間暴力として報告されていることが増加の要因であると考えられる。
- ・同じ児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向もある。

いじめ

国公立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)・特別支援学校におけるいじめの認知件数等の年次推移(H27年度～R1年度)

(1) 小学校 (件)

区分	認知件数		1,000人あたりの認知件数	
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	270	8.9	23.2	8.9
平成28年度	301	10.1	36.5	10.1
平成29年度	517	17.6	49.1	17.6
平成30年度	1,432	48.8	66.0	48.8
令和元年度	1,611	55.6	75.8	55.6



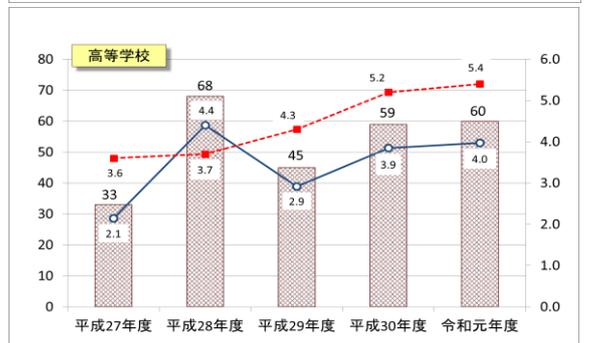
(2) 中学校 (件)

区分	認知件数		1,000人あたりの認知件数	
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	179	11.1	17.1	11.1
平成28年度	185	11.7	20.8	11.7
平成29年度	242	15.6	24.0	15.6
平成30年度	461	30.2	29.8	29.8
令和元年度	464	31.0	32.8	31.0



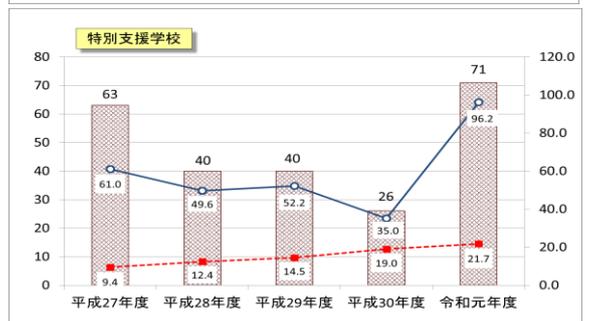
(3) 高等学校 (件)

区分	認知件数		1,000人あたりの認知件数	
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	33	2.1	3.6	2.1
平成28年度	68	4.4	3.7	4.4
平成29年度	45	2.9	4.3	2.9
平成30年度	59	3.9	5.2	3.9
令和元年度	60	4.0	5.4	4.0



(4) 特別支援学校 (件)

区分	認知件数		1,000人あたりの認知件数	
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	63	61.0	9.4	61.0
平成28年度	40	49.6	12.4	49.6
平成29年度	40	52.2	14.5	52.2
平成30年度	26	35.0	19.0	35.0
令和元年度	71	96.2	21.7	96.2



(5) 小中高特支合計 (件)

区分	認知件数		1,000人あたりの認知件数	
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	545	8.7	16.5	8.7
平成28年度	594	9.6	23.8	9.6
平成29年度	844	13.8	30.9	13.8
平成30年度	1,978	32.6	40.9	32.6
令和元年度	2,206	36.9	46.5	36.9

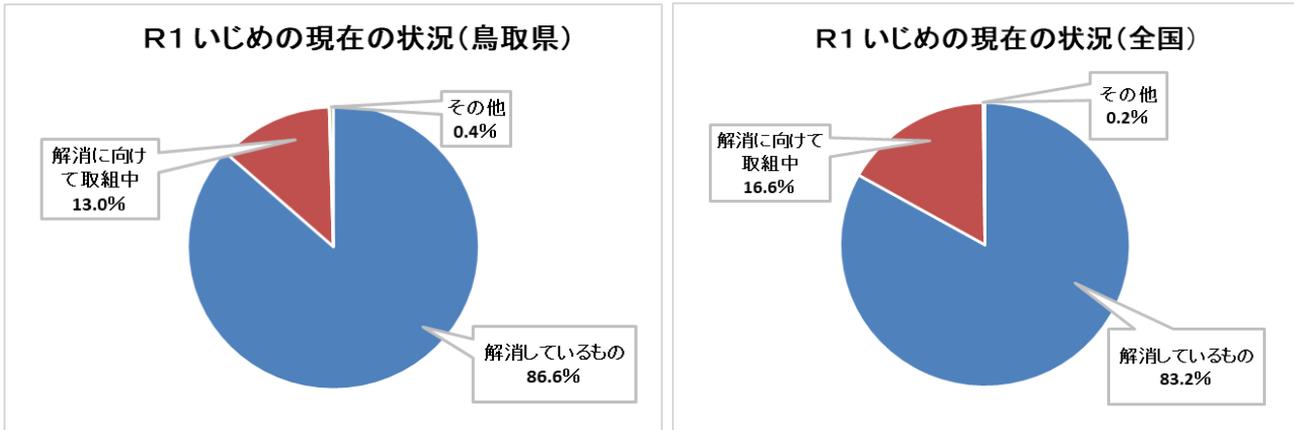


- ・いじめの認知件数は小学校において昨年に続き増加している。また、特別支援学校においてアンケート調査の実施等により、初期段階のものも含めて積極的に認知したことにより、認知件数が急増している。
- ・児童生徒間の些細なトラブルの段階から、いじめと認知して対応する学校が増えていることが伺える。

認知件数
 鳥取県における1,000人あたりの認知件数
 全国における1,000人あたりの認知件数

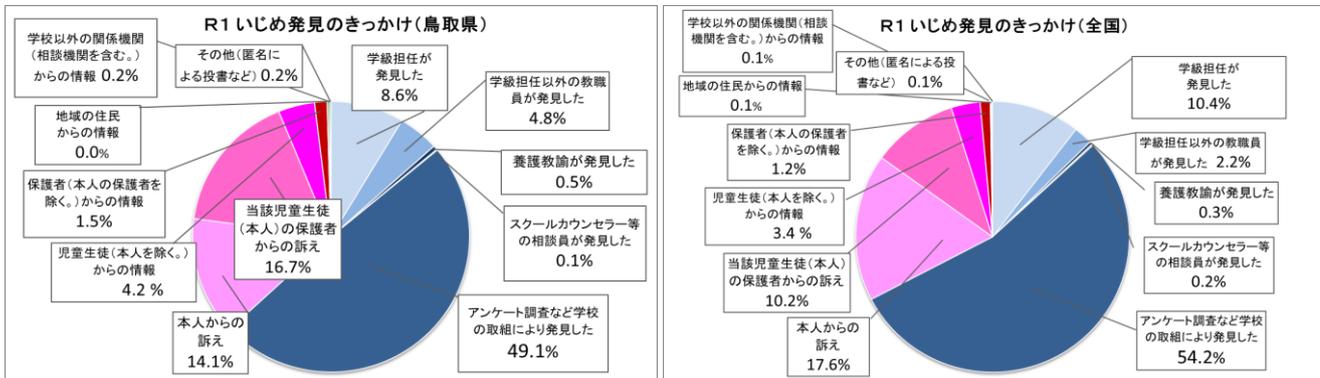
令和元年度いじめの状況について

1 いじめの現在の状況(国公立)



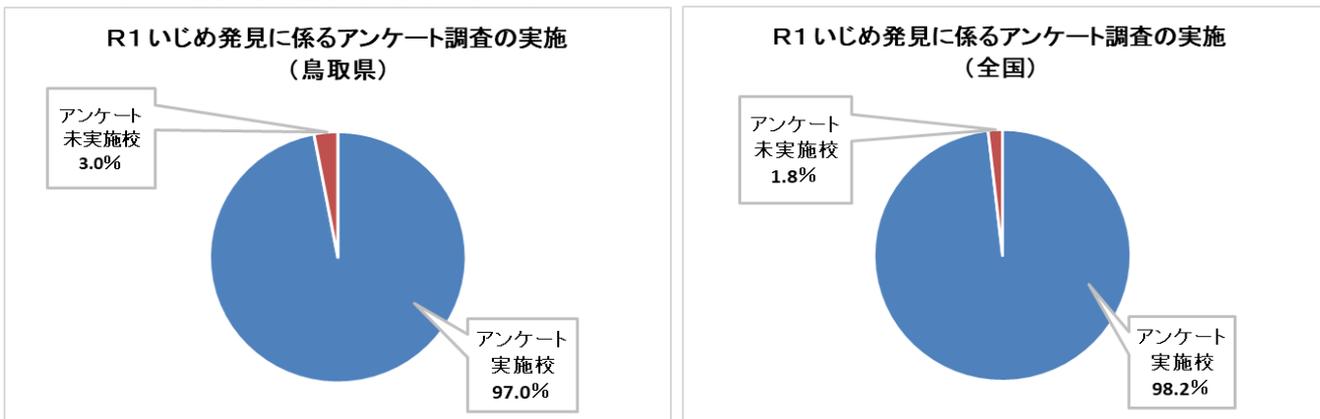
・鳥取県における「いじめの解消率(86.6%)」は、全国(83.2%)と比較して、高くなっている。

2 いじめ発見のきっかけ(国公立)



・鳥取県における「いじめ発見のきっかけ」は、「アンケート調査などの学校の取組」によるものが昨年よりも多くなった(昨年39.6%)。
 ・全国における「いじめ発見のきっかけ」は昨年と同様、半数以上が「アンケート調査など学校の取組」によるものである。

3 アンケート調査実施状況(国公立)



・鳥取県におけるアンケート実施校の割合(97.0%)は全国平均をやや下回っている。

不登校

国公立小・中・高等学校(全日制・定時制)における不登校児童生徒数等の年次推移 (H27年度～R1年度)

(1) 小学校 (人)

区分	不登校児童数		100人あたりの不登校児童数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	154	0.51	0.42
平成28年度	151	0.51	0.48
平成29年度	165	0.56	0.54
平成30年度	230	0.78	0.70
令和元年度	271	0.94	0.83



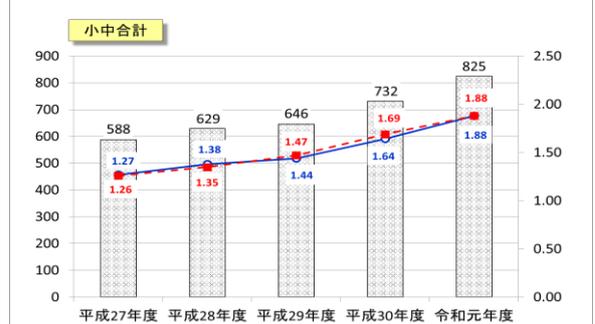
(2) 中学校 (人)

区分	不登校生徒数		100人あたりの不登校生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	434	2.69	2.83
平成28年度	478	3.02	3.01
平成29年度	481	3.10	3.25
平成30年度	502	3.29	3.65
令和元年度	554	3.70	3.94



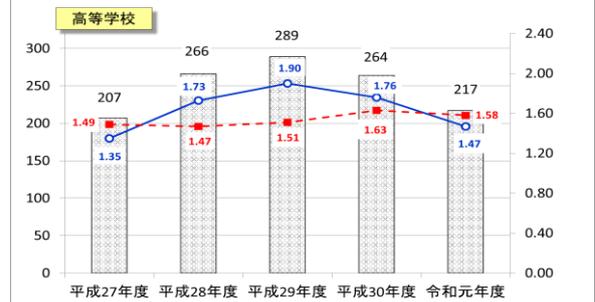
(3) 小中合計 (人)

区分	不登校児童生徒数		100人あたりの不登校児童生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	588	1.27	1.26
平成28年度	629	1.38	1.35
平成29年度	646	1.44	1.47
平成30年度	732	1.64	1.69
令和元年度	825	1.88	1.88



(4) 高等学校 (人)

区分	不登校生徒数		100人あたりの不登校生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	207	1.35	1.49
平成28年度	266	1.73	1.47
平成29年度	289	1.90	1.51
平成30年度	264	1.76	1.63
令和元年度	217	1.47	1.58

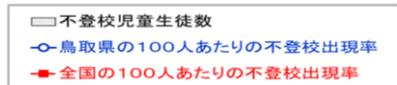


(5) 小・中・高合計 (人)

区分	不登校児童生徒数		100人あたりの不登校児童生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成27年度	795	1.29	1.31
平成28年度	895	1.46	1.38
平成29年度	935	1.55	1.46
平成30年度	996	1.67	1.67
令和元年度	1,042	1.78	1.80



・鳥取県における不登校出現率は小・中学校とも平成21年度以降過去最高である。特に小学校においては全国の出現率を大きく上回っている。

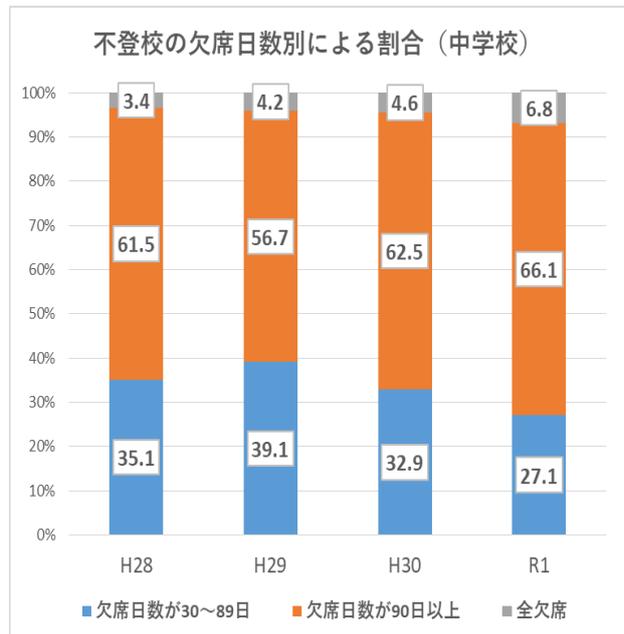
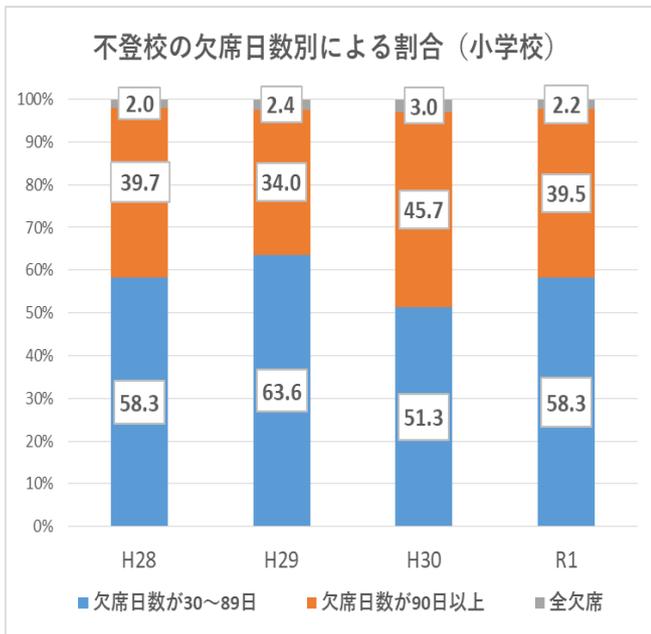


長期欠席

区分	年度	内訳				長期欠席 総数(人)	出現率	全国比
		病気	経済的理由	不登校	その他			
鳥取県 小学校	平成29年度	89	0	165	80	334	1.13	0.01
	平成30年度	121	0	230	86	437	1.49	0.19
	令和元年度	124	0	271	78	473	1.63	0.18
鳥取県 中学校	平成29年度	105	0	481	87	673	4.33	0.03
	平成30年度	118	0	502	95	715	4.68	-0.08
	令和元年度	126	0	554	89	769	5.14	0.13
全国 小学校	平成29年度	21,480	9	35,032	15,997	72,518	1.12	
	平成30年度	23,340	15	44,841	15,837	84,033	1.30	
	令和元年度	23,198	11	53,350	16,499	93,058	1.45	
全国 中学校	平成29年度	23,882	18	108,999	11,623	144,522	4.30	
	平成30年度	26,284	9	119,687	10,026	156,006	4.76	
	令和元年度	25,779	19	127,922	9,016	162,736	5.01	

※長期欠席とは、「病気」・「経済的理由」・「不登校」・「その他」のすべての欠席を指している。

【不登校の欠席日数別の割合】



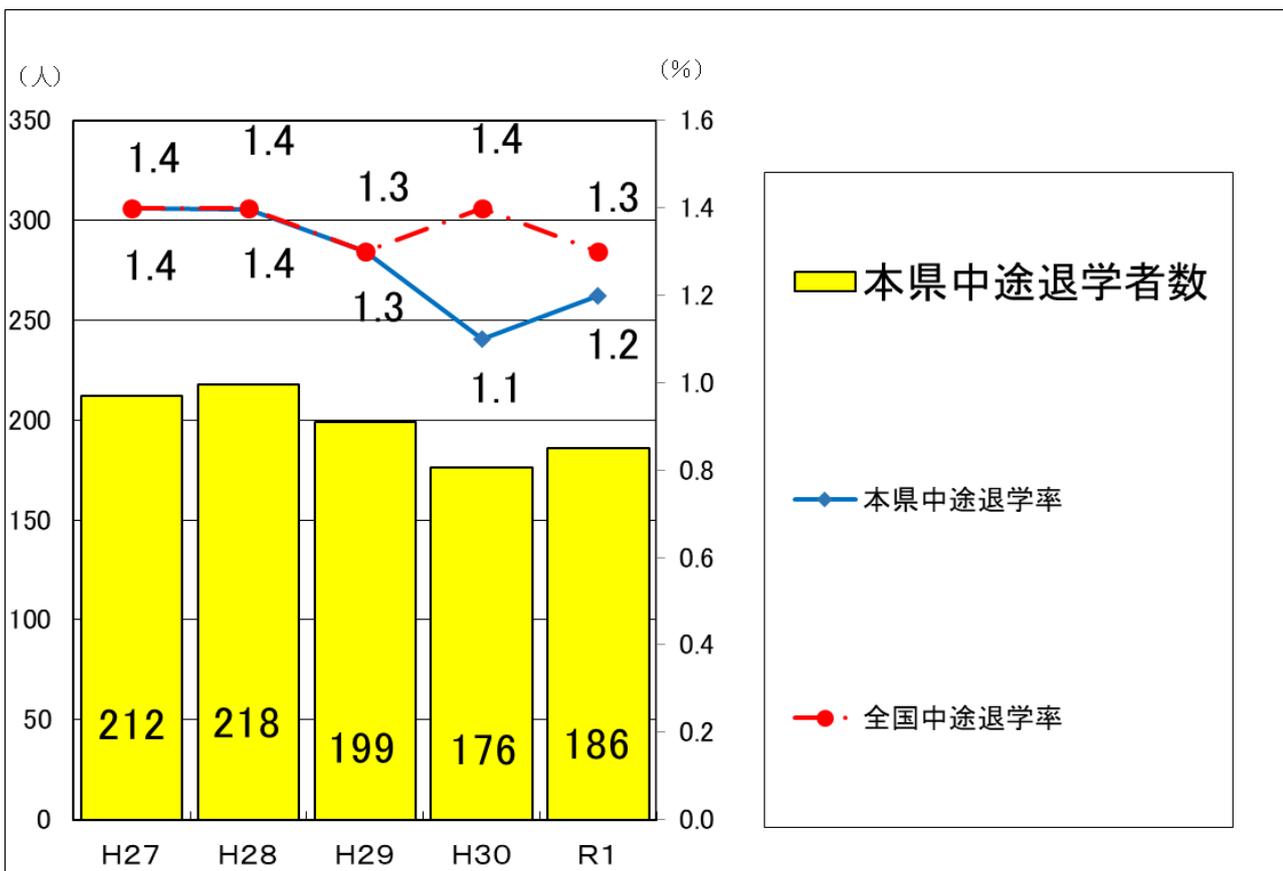
※上記のグラフの欠席日数が90日以上の子童生徒数の割合は、全欠席の子童生徒数を除いた割合を示す。

中途退学

高等学校における中途退学者数についての分析

(1) 鳥取県国公立高等学校中途退学者数の経年推移

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	
本県中途退学者数	212	218	199	176	186	(人)
本県中途退学率	1.4	1.4	1.3	1.1	1.2	(%)
全国中途退学率	1.4	1.4	1.3	1.4	1.3	(%)



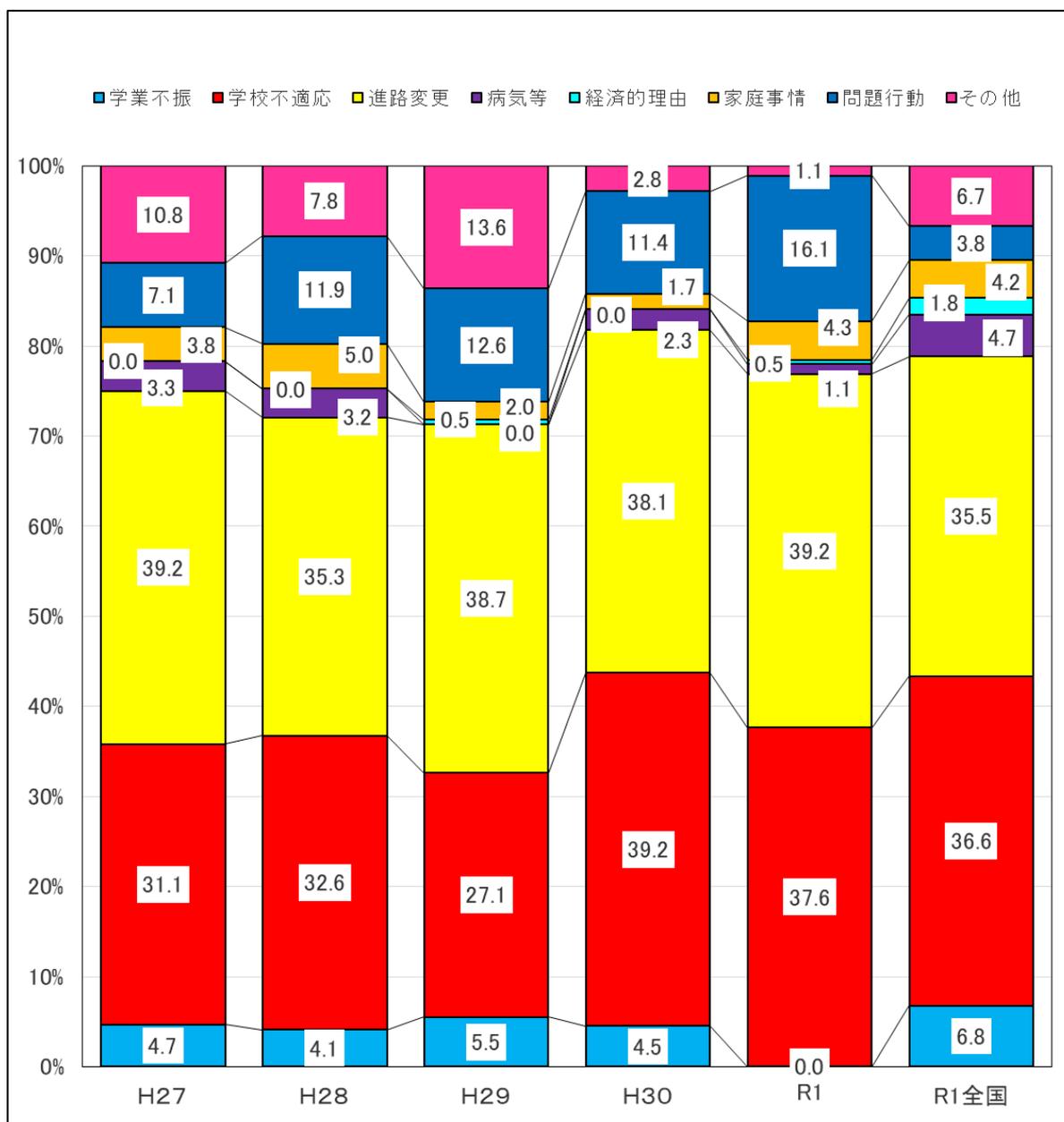
・本県中途退学率は全国中途退学率と大差なく、平成28年度から平成30年度にかけて減少傾向だったが、令和元年にかけて若干の増加傾向。

(2)鳥取県立高等学校中途退学理由の経年推移

(%)

	H27	H28	H29	H30	R1	R1全国
学業不振	4.7	4.1	5.5	4.5	0.0	6.8
学校不適応	31.1	32.6	27.1	39.2	37.6	36.6
進路変更	39.2	35.3	38.7	38.1	39.2	35.5
病気等	3.3	3.2	0.0	2.3	1.1	4.7
経済的理由	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	1.8
家庭事情	3.8	5.0	2.0	1.7	4.3	4.2
問題行動	7.1	11.9	12.6	11.4	16.1	3.8
その他	10.8	7.8	13.6	2.8	1.1	6.7

(R1全国:国公立)



・中途退学の主な理由として、例年「学校不適応」、「進路変更」の割合が他に比べ大きい。

令和元年度 県独自調査による集計結果について

令和2年11月19日

いじめ・不登校総合対策センター

調査年度：令和元年度

調査対象：鳥取県公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

1 令和元年度不登校児童生徒の状況について（公立のみ）

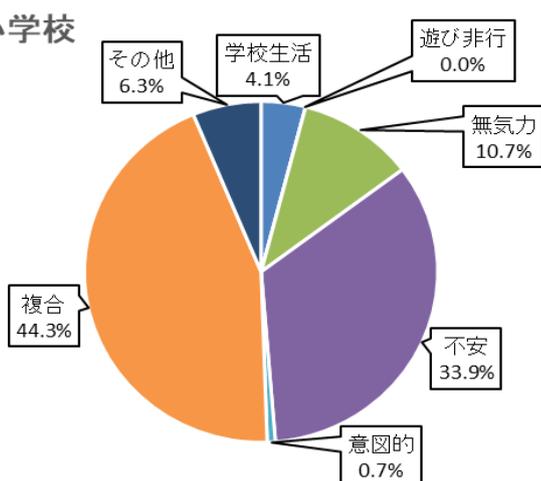
(1) 学年別不登校児童生徒数の推移（県独自調査より）

（単位：人）

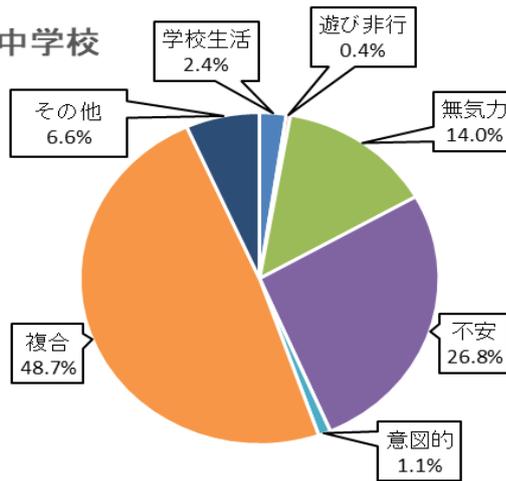
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小合計	中1	中2	中3	中合計
H29	9	18	21	23	36	56	163	112	203	148	463
H30	7	17	27	44	67	67	229	111	190	185	486
R1	6	21	40	45	76	83	271	129	192	221	542

(2) 不登校が継続している(していた)理由（県独自調査より）

小学校



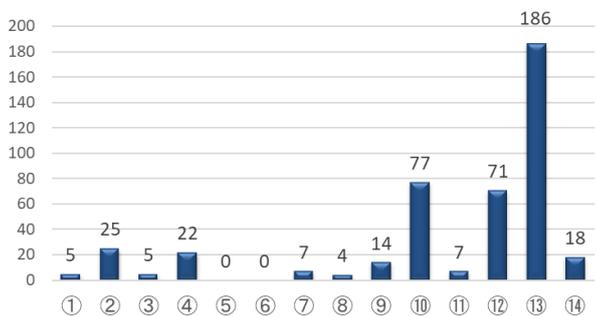
中学校



(3) 不登校の要因について <複数回答可>（県独自調査より）

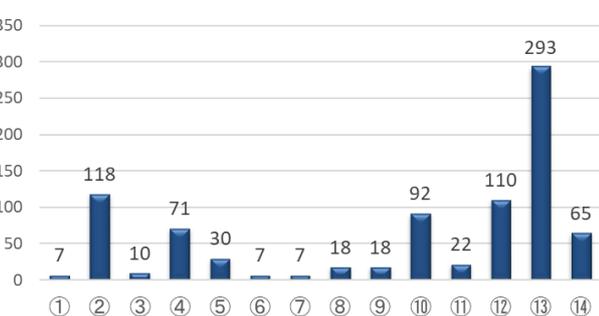
小学校

（単位：人）



中学校

（単位：人）



（注）上のグラフの丸付き数字の内容

【学校に係る状況】

- ① いじめ
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題
- ③ 教職員との関係をめぐる問題
- ④ 学業の不振
- ⑤ 進路に係る不安
- ⑥ クラブ活動・部活動等への不適応
- ⑦ 学校のきまり等をめぐる問題
- ⑧ 入学・転編入学・進級時の不適応

【家庭に係る状況】

- ⑨ 家庭の生活環境の急激な変化
- ⑩ 親子の関わり方
- ⑪ 家庭内の不和

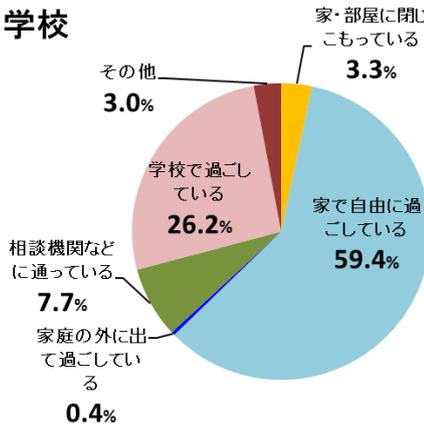
【本人に係る状況】

- ⑫ 生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ⑬ 無気力、不安
- ⑭ ①～⑬に該当なし

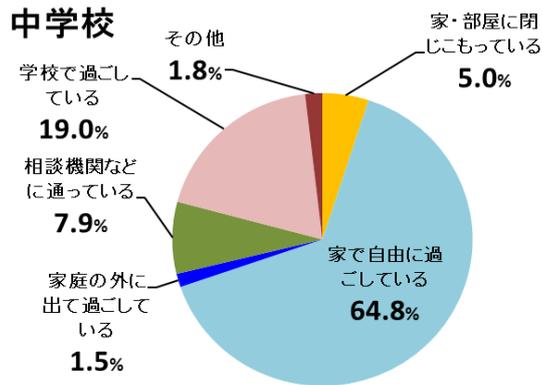
・本人に係る状況として「無気力、不安」が一番多いことから、児童生徒が無気力になったり不安を感じたりする要因・背景を見取り、児童生徒理解に基づいた早期支援を行う必要がある。

(4)生活の様子について（県独自調査より）

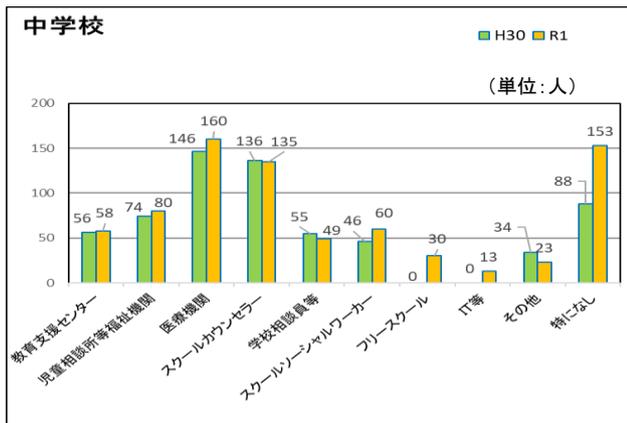
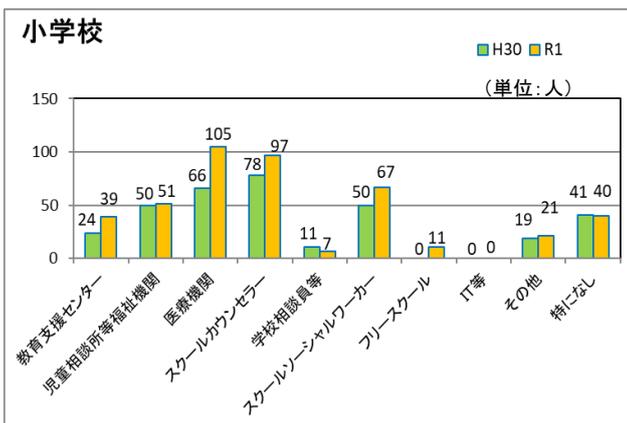
小学校



中学校



(5)教職員以外での支援の状況について<複数回答可>（県独自調査より）

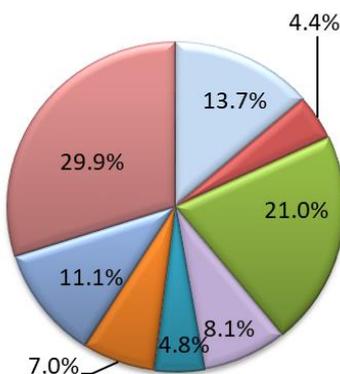


・教職員以外での支援が「特になし」の児童生徒が小学校で40人、中学校で153人いる。

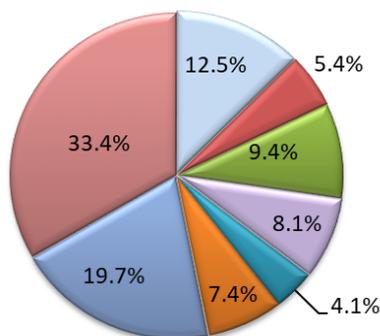
・そのため不登校の要因・背景を見取り、適切な支援を早期に行うため、専門家や関係機関等との連携を適切に図る必要がある。

(6)不登校児童生徒の状況の変容について（県独自調査より）

小学校



中学校



- 継続的に登校し、教室に入り通常の学習ができる
- 継続的に登校し、相談室・保健室で過ごす
- 断続的に登校し、教室に入り通常の学習ができる
- 断続的に登校し、相談室・保健室で過ごす
- 登校にチャレンジし、教室に入り通常の学習ができる
- 登校にチャレンジし、相談室・保健室登校ができる
- 他ほどではないが、変容が見られる
- 再登校の兆しが見られない

2 令和元年度いじめの状況について（公立のみ）

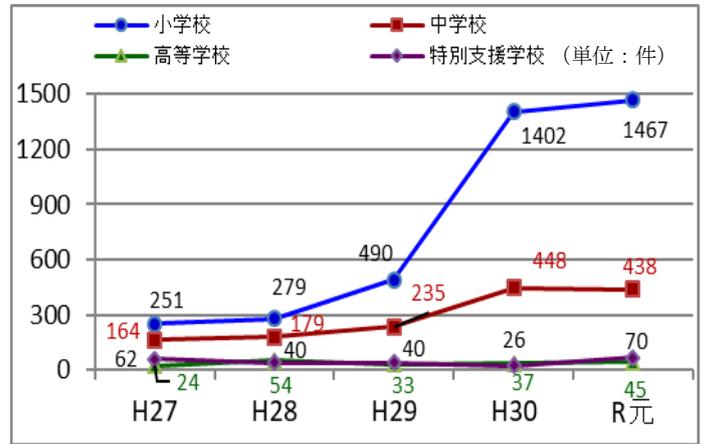
（1）いじめの認知

- ・ 中学校以外は認知件数が増えている。特に特別支援学校では平成30年度の約2.7倍になっている。
- ・ 初期段階でのいじめの認知が増えており、各学校において、法律の定義に則した組織的ないじめの認知及び対応がなされていると考える。
- ・ 小学校と高等学校でいじめを認知した学校数が増加している。中学校では平成30年度は全校でいじめの認知があったが、令和元年度は2校でいじめの認知がなかった。

【学校におけるいじめの認知状況】（県独自調査より）

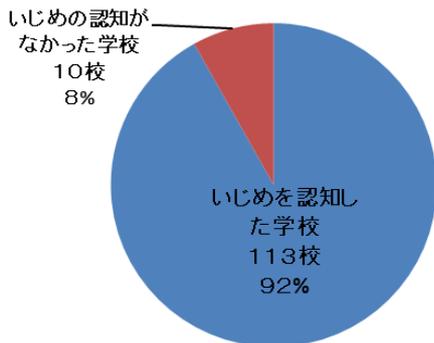
いじめの認知件数の推移（H27-R元）（単位：件）

鳥取県(公立)	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	251	279	490	1,402	1,467
中学校	164	179	235	448	438
高等学校	24	54	33	37	45
特別支援学校	62	40	40	26	70
計	501	552	798	1,913	2,020
認知件数/千人	8.7	9.6	14.2	22.6	22.6

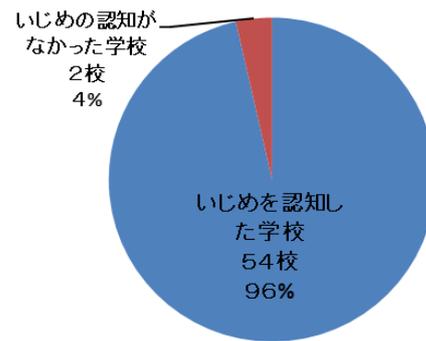


【いじめ認知の割合】（県独自調査より）

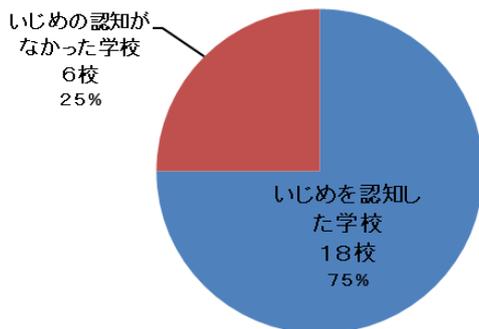
R元 いじめ認知の割合（県内公立小学校）



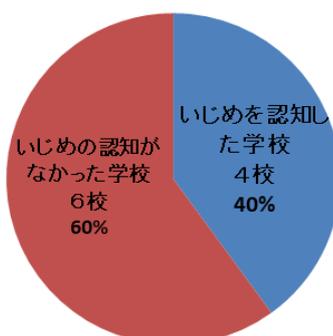
R元 いじめ認知の割合（県内公立中学校）



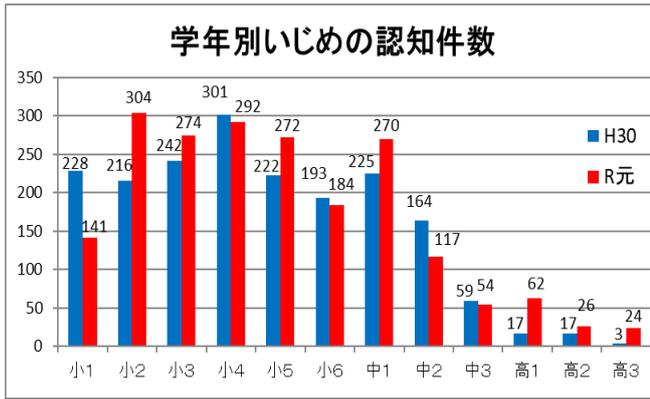
R元 いじめ認知の割合（県内公立高等学校）



R元 いじめ認知の割合（県内公立特別支援学校）

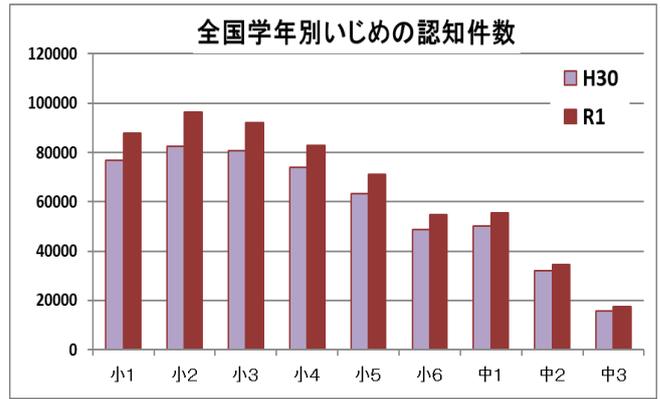


【学年別いじめの認知件数】 (単位：件)



※各学年の数字は特別支援学校の数を含む (県独自調査より)

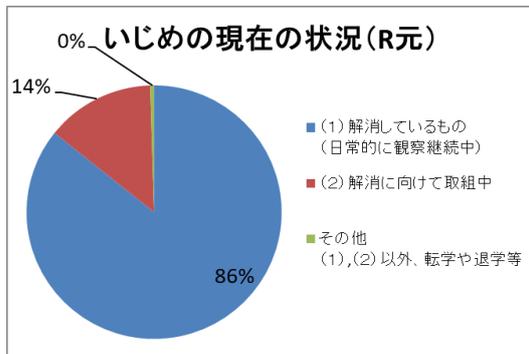
(単位：件)



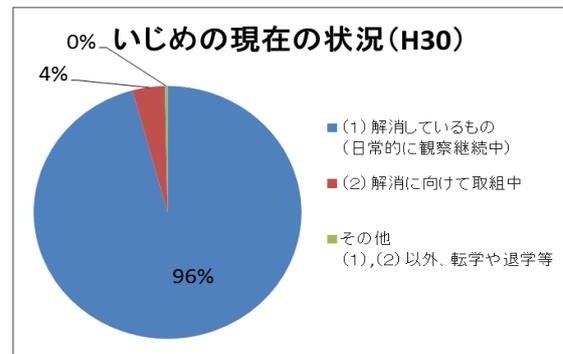
(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

○学年別でみると小学校2年、5年、中学校1年、高校1年の増加が顕著である。小学校1年は平成30年度と比べて約40% (87件) 減少している。

(2) いじめ発見の現在の状況 (県独自調査より)



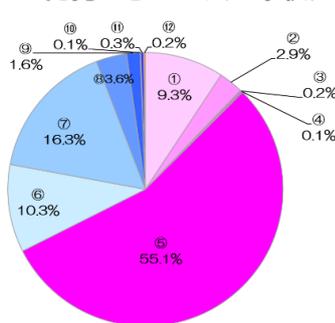
※「現在」とは年度末を示す



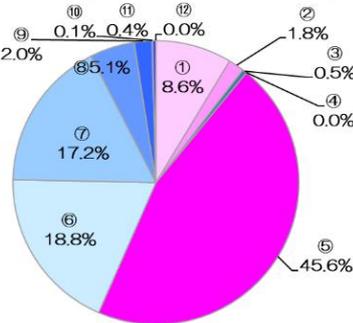
(3) いじめ発見のきっかけ (県独自調査より)

「アンケート調査など学校の取組により発見した」割合が小学校で5割を超え、平成30年度に比べ学校が積極的にいじめの発見に努めていることがうかがえる。

R元 いじめ発見のきっかけ(小学校)



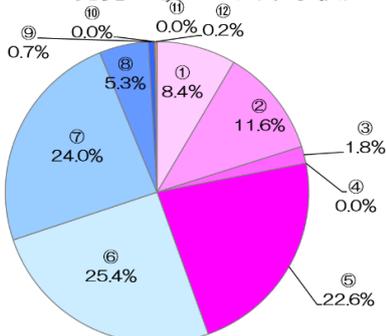
H30 いじめ発見のきっかけ(小学校)



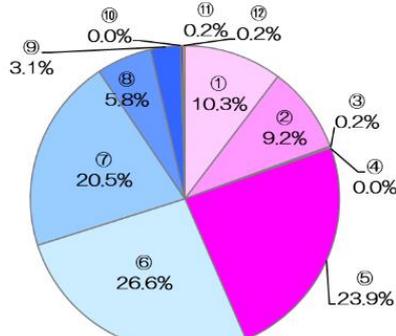
(円グラフにおける数字の内容)

- ①学級担任が発見した。
- ②学級担任以外の教職員が発見した。
- ③養護教諭が発見した。
- ④スクールカウンセラー等の相談員が発見した。
- ⑤アンケート調査など学校の取組により発見した。
- ⑥本人からの訴え
- ⑦当該児童生徒 (本人) の保護者からの訴え
- ⑧児童生徒 (本人を除く) からの情報
- ⑨保護者 (本人の保護者を除く) からの情報
- ⑩地域の住民からの情報
- ⑪学校以外の関係機関 (相談機関を含む) からの情報
- ⑫その他 (匿名による投書など)

R元 いじめ発見のきっかけ(中学校)



H30 いじめ発見のきっかけ(中学校)



いじめ・不登校対策本部設置要項

(目 的)

いじめの問題は全国的に大きな社会問題にまで発展しており、また、不登校について鳥取県ではすでに様々な対策を講じているにもかかわらず不登校児童生徒の増加は看過できない状況にある。

そこで、これらの対策を鳥取県教育の重要な課題ととらえ、「いじめ・不登校対策本部」(以下「対策本部」とする)を設置し、その改善と未然防止を図る。

(任 務)

対策本部は、次の事項を調査・分析・審議する。

- (1) いじめ、不登校の状況に関すること
- (2) いじめ、不登校の状況に応じた方策に関すること
- (3) いじめ、不登校の未然防止に関すること
- (4) その他、いじめ、不登校問題に関すること

(組 織)

対策本部は、次に掲げる者で構成する。

教育長、教育次長、次長、各教育局長、教育総務課長、教育人材開発課長、小中学校課長、高等学校課長、特別支援教育課長、社会教育課長、人権教育課長、体育保健課長、教育センター所長、いじめ・不登校総合対策センター長

(本部長及び副本部長)

対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は教育長、副本部長は教育次長とする。

(会 議)

対策本部の会議は、教育長が招集し、教育長が議長となる。

(庶 務)

対策本部の庶務は、いじめ・不登校総合対策センターにおいて行う。